

宅建業法改正による「既存住宅状況調査技術者講習」

宅建業法の一部改正により、新たな制度として、既存住宅取引時の建物状況調査が平成30年4月1日に施行され、義務化される予定です。

国交省は、我国の既存住宅の市場流通量は約17万戸・4兆円であり、平成37年には8兆円に増加し、建物状況調査件数は現在の5%から20%に拡大して10～20万件の需要が見込まれるとしています。

また、建物状況調査を行うことが出来る技術者は、国交省に登録する講習機関の講習を受講した建築士に限られており、建物状況調査は建築士の新たな業務として注目されています。

このほど、日本建築士会連合会は国交省に講習機関の登録申請を行い、承認されました。今春から全国の建築士会において講習が実施されます。

奈良県建築士会では5月30日（火）に奈良市内の会場にて、「既存住宅状況調査技術者講習」を開催する予定です。

講習の詳細は、決まり次第、ホームページにてお知らせします。

また、会員様には5月号の会報誌に講習会の案内を同封予定です。